

足立区ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区内において、ZEH又は東京ゼロエミ住宅を所有する者に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図り、脱炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ZEH 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。

(2) 東京ゼロエミ住宅 東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（令和元年6月28日付31環地環第86号）に規定する東京ゼロエミ住宅をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱による補助金（以下「本補助金」という。）の交付対象者は、区内に住民登録があり、当該住民登録が行われている住所に、次の各号のいずれかに該当する住宅（以下「補助対象住宅」という。）を所有し、かつ、そこに居住する個人とする。

(1) 当該住宅がZEHに該当し、かつ、経済産業省の「住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業」又は環境省の「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」において、補助対象住宅として、当該団体の執行団体から補助を受けた戸建住宅であること。ただし、足立区長（以下「区長」という。）が特に認めたものは、この限りでない。

(2) 当該住宅が東京ゼロエミ住宅に該当し、かつ、東京都が実施する東京ゼロエミ住宅導入促進事業において、補助対象住宅として、当該事業の執行団体から補助を受けた戸建住宅であること。

2 前項に定めるもののほか、本補助金の交付対象者は、次の要件を全て満たしていなければならない。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 申請日時点において、前項各号に定める、各団体により実施される補助事業の確定日の翌日から起算して12か月を経過していないこと。

(2) 補助対象住宅が既に本補助金の交付決定を受けていないこと。

(3) 補助対象者に本補助金の申請を行う年度の前年度において住民税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象経費は、補助対象住宅の新築、購入又は改修に要する経費（消費税を除く。）とする。

(補助金の交付額)

第5条 本補助金の額は、国又は都の補助事業の住宅部分に係る交付額の3分の1とし、

1,000円未満の額は切り捨てるものとする。ただし、本補助金の額の上限は30万円とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項各号に規定する各団体による補助金の確定を示す書類の写し

(2) 本補助金の対象となる補助対象住宅に係る工事が完了した日又は引渡しを受けた日が確認できる書類の写し

(3) 対象となる住宅の新築、購入又は改修に係る領収書の写し(ローンによる支払の場合は、ローンの契約書の写し)

(4) 太陽光発電システムを設置した場合は、太陽電池発電出力が確認できる書類の写し

(5) 本補助金の申請を行う前々年度1月1日における住民登録地が足立区以外の場合は本補助金の申請を行う前年度に賦課決定された当該住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書

(6) その他、区長が必要と認める書類

2 前項の規定による本補助金の交付申請の受付については、区長が定める期間に行うものとする。

3 前項の受付については、先着順とし、区の予算額に達したときをもって、交付申請の受付を終了する。

4 前項の受付終了日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(足立区オンライン申請システムによる申請等)

第6条の2 前条の規定にかかわらず、本補助金の交付申請に係る手続については、電子情報処理組織(区の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と当該者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。この場合において、前条第1項各号に掲げる書類の提出については、当該書類の写真データ等の添付に代えることができるものとする。

(補助金の交付決定及び不交付決定)

第7条 区長は、前2条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第3条に規定する要件に適合すると認めたときは、予算の範囲内で本補助金の交付を決定するとともに、交付決定者に対して、ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。

2 区長は、本補助金の申請者について第3条に規定する要件に適合しないと認めたとき、又は予算の範囲を超えるときは、本補助金の不交付を決定し、ZEH・東京ゼロエミ住宅

補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知する。

- 3 第1項の規定による交付決定を受けた者（以下「本補助金交付決定者」という。）は、Z E H・東京ゼロエミ住宅補助金交付請求書兼口座振替依頼書（第4号様式）を区長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第8条 区長は、前条第3項の規定により、Z E H・東京ゼロエミ住宅補助金交付請求書兼口座振替依頼書が提出された場合は、当該補助金交付決定者に対し、速やかに本補助金を交付するものとする。

（処分の制限）

第9条 本補助金交付決定者は、本補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内に、本補助金の対象となった補助対象住宅の処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。）をしようとするときは、Z E H・東京ゼロエミ住宅補助金に係る財産処分承認申請書（第5号様式）を事前（事前に提出が困難な場合は、事後）に区長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めるときは、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対しZ E H・東京ゼロエミ住宅補助金に係る財産処分承認通知書（第6号様式）により通知する。

- 3 区長は、第1項の規定による財産処分承認申請をした者について正当な理由がないと認めるときは、Z E H・東京ゼロエミ住宅補助金に係る財産処分不承認通知書（第7号様式）により当該申請者に通知する。

（交付決定の取消し）

第10条 区長は、本補助金交付決定者が次のいずれかに該当すると認める場合は、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽の申請その他不正の手段により、本補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 前条の規定による処分の制限を、正当な理由なしに遵守しなかったとき。
- （3） 本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- （4） その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

- 2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかにZ E H・東京ゼロエミ住宅補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により当該交付決定者に対し通知する。

（不正手続き等に対する措置）

第10条の2 区は、本補助金交付決定者、手続代行者又は施工業者（以下本条において「本補助金交付決定者等」という。）が、偽りその他不正の手段により本補助金の交付に関する手続きを行い、又は当該手続きその他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該本補助金交付決定者等に対し、次の措置を講じることができる。この場合において、本補助金交付決定者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該本補助金交付決定者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして本条を適用する。

- （1） 第7条第2項の規定による本補助金の不交付の決定、前条第1項の規定による交

付決定の取消し及び次条の規定による本補助金の返還の請求

(2) 区長が別に指定する補助金交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、補助対象者、手続代行者又は施工業者の対象外とすること。

(3) 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

(補助金の返還)

第11条 本補助金交付決定者は、区長が本補助金の交付決定を取り消した場合において、既に本補助金が交付されているときは区長が定める期間内に、当該補助金を返還しなければならない。

(状況調査)

第12条 区長は、必要に応じて本補助金の対象となった住宅の状況調査を行うことができる。

(省エネ・節電活動への取組)

第13条 本補助金交付決定者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

(管理義務)

第14条 本補助金交付決定者は、補助対象住宅を常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

(調査協力)

第15条 本補助金交付決定者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による。

付 則（4足環政発第4122号 令和5年2月22日区長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年度の交付対象者の特例)

2 令和5年度においては、第3条第2項第1号中「申請日時点において、前項各号に定める、各団体により実施される補助事業の確定日の翌日から起算して1年を経過していないこと。」とあるのは「本補助金の対象となる補助対象住宅に係る工事が完了した日又は引き渡しを受けた日が令和4年4月1日以降であること。」と読み替えるものとする。

付 則（5足環政発第5031号 令和6年3月28日 区長決定）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（6足環政発第5385号 令和7年3月31日 区長決定）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（7足環政収第3307号 令和7年10月17日 区長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の足立区ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものに、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（7足環政収第6993号 令和8年3月31日 区長決定）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（提出先）
足立区 長

申請者

住 所	〒 - 足立区
ふりがな	
申請者名	
電話番号 (昼間の連絡先	- -)

ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金交付申請書

足立区ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金の交付を下記のとおり申請します。本補助申請にあたっては、足立区ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金交付要綱の規定を遵守します。また、補助金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報及び税務情報を調査し、利用することを承諾します。

記

本申請の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。→ （同意の場合は、に✓をしてください）

1 補助金交付申請額	円
2 住宅種別	<input type="checkbox"/> ZEH <input type="checkbox"/> 東京ゼロエミ住宅
3 国等の補助金額確定日	年 月 日
4 国等の補助金確定額	円 内 住宅助成 円 太陽光助成 円 蓄電池助成 円
5 (太陽光発電システムを設置した場合) 太陽電池発電出力	最大出力 kW (小数点以下2桁未満切捨て)
6 申請書提出者 (申請者と異なる場合は記入)	会社名： 担当者： 連絡先：

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金交付決定通知書

先に申請のあった足立区ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金について、足立区ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 対象住宅の住所

足立区

2 補助金交付金額

¥ _____

3 補助金交付決定後の注意事項

足立区ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金交付要綱第9条の規定に基づき、補助金の交付決定日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内に、補助金の交付対象となった住宅を処分しようとするときは、財産処分承認申請書を提出し承認を受ける必要があります。

4 補助金の交付決定の取消しおよび補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を請求する場合があります。

- (1) 虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。
- (2) 補助金の交付対象となった住宅について未承認の財産処分をしたとき。
- (3) その他、本補助金の交付要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

No. _____

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金不交付決定通知書

先に申請のあった足立区ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金について、足立区ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記の理由により不交付を決定しましたので通知します。

記

1 対象住宅の住所

足立区

2 理 由

No. _____

ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金交付請求書兼口座振替依頼書

足立区ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

本請求書兼口座振替依頼書の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。→ （同意の場合は、に✓をしてください）

補助金請求金額	¥							
---------	---	--	--	--	--	--	--	--

円

住 所 _____

申請者名 _____

電話番号 _____

（提出先）
足 立 区 長

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振 込 指 定 口 座	銀 行 ・ 信 用 組 合 信 用 金 庫 ・ 農 協									本 店 支 店 出 張 所	
	預金種別	普 通	口座番号								
	フリガナ										
	口座名義人										

*口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります。

No. _____

（提出先）
足立区長

（申請者）

住所	〒 -
ふりがな	
申請者名	
電話番号 (昼間の連絡先	- -)

ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金に係る財産処分承認申請書

先にZEH・東京ゼロエミ住宅補助金の交付決定を受けた補助対象住宅の処分について、足立区ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金交付要綱第9条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収 第 号

2 処分の予定日 年 月 日から
(年 月 日まで)

3 処分の内容（該当する項目を○で囲んでください。）

売却 ・ 譲渡 ・ 交換 ・ 貸与 ・ 担保 ・ 廃棄 ・ その他

その他の場合は具体的に記入してください。

[]

4 処分の理由

様

足立区長

ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金に係る財産処分承認通知書

先に届出のあったZEH・東京ゼロエミ住宅補助金に係る財産処分について、足立区ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金交付要綱第9条第2項に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 処分承認日 年 月 日

3 処分の内容

第7号様式（第9条関係）

足 発第 号
年 月 日

様

足立区長

ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金に係る財産処分不承認通知書

先に申請のあったZEH・東京ゼロエミ住宅補助金に係る財産処分承認申請について、足立区ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金交付要綱第9条第3項に基づき、不承認としましたので通知します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 不承認の理由

足 発第 号
年 月 日

様

足立区長

ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金交付決定取消通知書

足 収第 号、 年 月 日付で通知したZEH・東京ゼロエミ住宅補助金交付決定について、足立区ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金交付要綱第10条第1項に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 対象住宅の住所

足立区

2 理 由

3 補助金交付決定取消金額

¥ _____

No. _____